

関東信越税理士会 熊谷支部6月例会次第

日時 平成25年6月13日(木)
午後1時20分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 5月 7日(火)	例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 5月 7日(火)	支部監事会	於	支部事務局
(3) 5月 7日(火)	支部予算編成会議	於	支部事務局
(4) 5月 8日(水)	熊谷法人会深谷支部報告会	於	新楽
(5) 5月 9日(木)	支部理事会	於	日本政策金融公庫
(6) 5月 9日(木)	顧問相談役会	於	いづみ寿司
(7) 5月10日(金)	埼玉社会保険労務士会熊谷支部通常総会	於	ホテルガーデンパレス
(8) 5月13日(月)	本会理事会・支部長会	於	パレスホテル大宮
(9) 5月13日(月)	ソフトボール結成式	於	甲子園第二球場
(10) 5月15日(水)	支部第二回総務部会	於	支部事務局
(11) 5月20日(月)	熊谷法人会総会	於	ホテルガーデンパレス
(12) 5月23日(木)	大里地区租税教育推進協議会		
		於	埼玉県産業技術総合センター北部研究所
(13) 5月23日(木)	熊谷商工会議所表彰式	於	ホテルガーデンパレス
(14) 5月27日(月)	熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会定期総会	於	熊谷市立商工会館
(15) 6月 3日(月)	熊谷法人会青年部事業報告会	於	マロウドイン熊谷
(16) 6月 4日(火)	正副支部長・署との協議会	於	熊谷税務署
(17) 6月 4日(火)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(18) 6月 5日(水)	県連理事会・常務理事会・支部長会	於	埼玉県税理士会館
(19) 6月11日(火)	熊谷税務署管内青色申告会連合会通常総会	於	埼玉グランドホテル深谷
(20) 6月12日(水)	熊谷間税会定期総会	於	ホテルガーデンパレス
(21) 6月12日(水)	大里地域税政協議会定期総会	於	ホテルガーデンパレス
(22) 6月13日(木)	総務部・福祉共済部合同部会	於	ホテルガーデンパレス

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 6月13日(木)午後1時20分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部第33回定期総会
日時 6月13日(木)午後3時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 本会総会
日時 6月18日(火)午後1時30分～
場所 パレスホテル大宮
- (4) 熊谷青色申告会通常代議員総会
日時 6月24日(月)午後5時00分～
場所 マロウドイン熊谷
- (5) 日本政策金融公庫との金融懇談会
日時 6月26日(水)午後5時30分～
場所 満る岡
- (6) 県連総会
日時 7月16日(火)午後1時30分～
場所 パレスホテル大宮
- (7) 正副支部長・署との協議会
日時 7月31日(水)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

(8) 正副支部長・地域長会議

日時 7月31日(水)午後4時45分～

場所 支部事務局

(9) 歩け歩け大会

日時 9月13日(金)午前7時集合(予定)

場所 秩父札所めぐり

(10) 東京一日研修

日時 11月14日(木)

場所 議員会館・東京スカイツリー見学(予定)

3. その他の協議報告事項

(1) 〈派遣関係〉支部推薦

熊谷市特別職報酬等審議会委員

曾根和也委員

熊谷商工会議所日商簿記3級講習会講師

村田克也会員

深谷商工会議所日商簿記検定3級教室講師

福島繁夫会員

(2) 理事会報告

① 愛好会規約について(別添)

② 税協役員選任規定について(制度部にて検討する)

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

日時 8月7日(水) 午後4時00分～ 支部例会・署との協議会
// 5時00分～ 納涼会

支部研修

日時 8月7日(水) 午後3時30分～4時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 富岡 清熊谷市長 市政報告会

*バス 午後3時00分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 5月9日開催の理事会資料及び理事会出欠席表も掲載してあります。

* 今後の例会日日程を掲載しました。

9月例会	9月	9日(月)午前	9時30分～
10月例会	10月	7日(月)午前	9時30分～
11月例会	11月	6日(水)午前	10時30分～
12月例会	12月	5日(木)午後	4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

決 算 報 告 書

(第 29 期)

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

(有)熊谷税務指導センター

埼玉県熊谷市宮町2-144

貸 借 対 照 表

平成 25 年 3 月 31 日現在

単位 円

資 産 の 部		
【流 動 資 産】		
現金及び預金	7,802,584	
積立金	995,158	
流動資産合計		8,797,742
【固 定 資 産】		
(有形固定資産)		
建物	2,473,469	
工具器具備品	5	
土地	1,759,000	
有形固定資産合計	4,232,474	
固定資産合計		4,232,474
資産の部合計		13,030,216
負 債 の 部		
【流 動 負 債】		
預り金	12,900,000	
法人税等充当金	99,200	
流動負債合計		12,999,200
負債の部合計		12,999,200
純 資 産 の 部		
【株 主 資 本】		
(資 本 金)		
資本金	3,000,000	
資本金合計	3,000,000	
(利 益 剰 余 金)		
繰越利益剰余金	△2,968,984	
利益剰余金合計	△2,968,984	
株主資本合計		31,016
純資産の部合計		31,016
負債及び純資産の部合計		13,030,216

損 益 計 算 書

自 平成 24 年 4 月 1 日
至 平成 25 年 3 月 31 日

単位 円

【純 売 上 高】

売 上 高

420,000

420,000

売 上 総 利 益

420,000

【販売費及び一般管理費】

減 価 償 却 費

126,524

租 税 公 課

48,875

諸 会 費

5,000

管 理 費

82,800

雑 費

1,260

264,459

営 業 利 益

155,541

【営 業 外 収 益】

受 取 利 息

1,879

1,879

経 常 利 益

157,420

税引前当期純利益

157,420

法人税、住民税及び事業税

99,200

当 期 純 利 益

58,220

株主資本等変動計算書

	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日 単位 円			
	株主資本			純資産の部
	資本金	利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金	
当期首残高	3,000,000	△3,027,204	△3,027,204	△27,204
当期変動額				
当期純損益金		58,220	58,220	58,220
当期変動額合計		58,220	58,220	58,220
当期末残高	3,000,000	△2,968,984	△2,968,984	31,016

個 別 注 記 表

自 平成 24 年 4 月 1 日

至 平成 25 年 3 月 31 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

1. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

2. 収益及び費用の計上基準

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

4. 会計方針の変更

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

300株

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数

0株

平成24年度 収支決算書

平成24年4月1日～平成25年3月31日

地域：熊谷地域

(単位:円)

項 目		予算額	決算額	差 異	内 交際費
収益の部	組合交付金収入	900,000	932,300	△ 32,300	
	(地域活動費)			0	
	福利厚生事業収入	50,000	40,000	10,000	
	全税共事業収入	150,000	118,000	32,000	
	福祉共済事業収入	350,000	327,987	22,013	
	共催事業収入	250,000	246,403	3,597	
	雑収入	50,000	50,193	△ 193	
	前期繰越	793,735	793,735	0	
合 計		2,543,735	2,508,618	35,117	
支出の部	事業費	総務部門		課非	0
		経理部門		課非	0
		購買部門		課非	0
		福利厚生部門	250,000	200,285	49,715
		金融部門		課非	0
		教育情報部門	300,000	246,403	53,597
		全税共部門	600,000	581,744	18,256
		広報部門		課非	0
		福祉共済部門	350,000	309,787	40,213
		その他の事業費		課非	0
		(1)		課非	0
		(2)		課非	0
		小 計	1,500,000	1,338,219	161,781
	会議費	総会費		課非	0
		役員会議費	50,000	0	50,000
		諸会議費	3,000		3,000
		小 計	53,000	0	53,000
	事務局費		150,000	138,000	12,000
	臨時支出()				0
	小 計		150,000	138,000	12,000
	次期繰越金		840,735	1,032,399	△ 191,664
	合 計		2,543,735	1,476,219	1,067,516

上記のとおり相違ないことを確認致しました。
平成 25 年 4 月 18 日

地域幹事

豊根邦夫



平成23年度 収支決算書

平成23年4月1日～平成24年3月31日

地域：熊谷地域

(単位:円)

項 目			予算額	決算額	差 異	内 交 際 費	
収益の部	組合交付金収入 (地域活動費)		600,000	639,000	△ 39,000		
	福利厚生事業収入		50,000	50,000	0		
	全税共事業収入		350,000	330,800	19,200		
	福祉共済事業収入		350,000	400,300	△ 50,300		
	共催事業収入		250,000	243,770	6,230		
	雑収入		100,000	130,000	△ 30,000		
	前期繰越		616,040	616,040	0		
	合 計		2,316,040	2,409,910	△ 93,870		
支出の部	経 常 支 出	事 業 費	総務部門	課 非		0	
			経理部門	課 非		0	
			購買部門	課 非		0	
			福利厚生部門	課 非	257,150	△ 7,150	
			金融部門	課 非		0	
			教育情報部門	課 非	243,770	56,230	
			全税共部門	課 非	523,673	26,327	
			広報部門	課 非		0	
			トリニテシステム部門	課 非		0	
			福祉共済部門	課 非	489,894	10,106	
			定款等調査委員会	課 非		0	
			その他の事業費	課 非		0	
			(1)	課 非		0	
			(2)	課 非		0	
			小 計	課 非	1,514,487 0	85,513	
	会 議 費	総会費	課 非		0		
		役員会議費	課 非	0	50,000		
		諸会議費	課 非		3,000		
		小 計	課 非	0 0	53,000		
	事務局費		課 非	138,000	62,000		
	臨時支出(		課 非		0		
	小 計		課 非	138,000 0	62,000		
	次期繰越金		課 非	757,423	△ 294,383		
	合 計		課 非	1,652,487 0	663,553		

上記のとおり相違ないことを確認致しました。

平成24年 4 月 19 日

地域幹事

多岐邦光 (印)

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
25. 8. 22 (木)	黒瀬 進	
25. 8. 26 (月)	橋本則彦	
25. 8. 29 (木)	小林賢一郎	
25. 9. 2 (月)	南 絹代	
25. 9. 5 (木)	山本文子	
25. 9. 9 (月)	吉橋 徹	
25. 9. 12 (木)	相原信夫	
25. 9. 19 (木)	氏家健二	
25. 9. 26 (木)	岡本祐一	
25. 9. 30 (月)	近藤 博	
25. 10. 3 (木)	相馬広明	
25. 10. 7 (月)	納見 宏	
25. 10. 10 (木)	野本年信	
25. 10. 17 (木)	西田政隆	
25. 10. 21 (月)	松島宏明	
25. 10. 24 (木)	本塚雄一郎	
25. 10. 28 (月)	吉留良平	
25. 10. 31 (木)	渡辺 保	
25. 11. 7 (木)	渡辺雅江	
25. 11. 11 (月)	天笠裕司	
25. 11. 14 (木)	飯島賢二	
25. 11. 18 (月)	木島重雄	
25. 11. 21 (木)	小島久幸	
25. 11. 25 (月)	島田洋一	
25. 11. 28 (木)	清水茂昭	
25. 12. 2 (月)	鈴木 昇	

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。

(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

熊谷支部愛好会規約

1. 愛好会設立については所定の申請書を正副支部長会に提出した後、正副支部長会にて審議のうえ認可を決定する。愛好会の所掌は福祉共済部とする。
2. 愛好会は8人以上の支部会員で構成し、設立予定日の直前1年間における例会の愛好会会員全員の出席率が55%以上を条件とする。
3. その後毎年4月1日に会員全員の直前1年間における例会出席率を算定し、35%未満となった時は1年の猶予期間を経た後に再度算定し出席率が55%未満となった時は正副支部長会にて廃止を勧告する。
4. 愛好会へは埼玉県税理士協同組合熊谷地域から助成金（設立年度は1年とみなす）を支給する。なお、助成金額については正副支部長・地域長会議にて決定する。

平成25年5月9日理事会承認、平成25年6月13日より施行、その後の改正等については正副支部長会にて決定する。

平成 年 月 日

熊谷支部愛好会設立申請書

関東信越税理士会熊谷支部長 殿

名称	
発起人代表	印
発起人氏名 (名)	
設立予定日	平成 年 月 日
活動内容	

1. 発起人が多数の場合は別添にて追加して下さい。
2. 当該愛好会の規約等を作成した場合は、速やかに事務局に提出して下さい。
3. 愛好会設立後は、毎年3月31日現在の愛好会名簿を事務局に提出して下さい。

研究員の募集について

～平成 26 年度開催の関東信越税理士会学術研究討論会～

開催日：平成 26 年 11 月を予定しています。

場所：未定です。

テーマ：研究員同士で決める予定です。

助成金：研究の書籍の購入等に充てるため、関東信越税理士会(以下「本会」)及び関東信越税理士会埼玉県支部連合会(以下「県連」)から、平成 26 年度に助成金が出る予定です。

論文作成：本会及び県連の調査研究部によるフォローがあります。

討論会視察：①平成 26 年度日本税理士会連合会公開研究討論会(平成 26 年 10 月開催予定)を視察予定。

②平成 25 年 11 月 21 日(木)開催の本会学術研究討論会を視察

特に上記②について視察をすることでご自身が発表する姿を具体的にイメージできるかと思えます。

研究員：埼玉県より 3 名を予定。

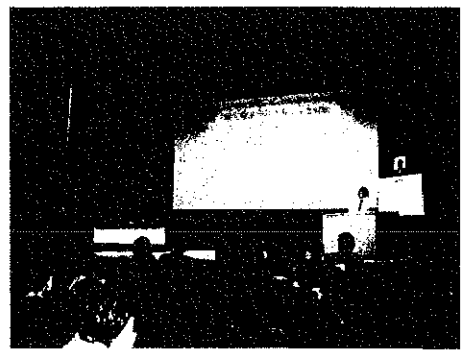
発表形式：研究発表の形式は自由です。しかし、ここ 10 年の研究発表を振り返ってみますとパワーポイントを使用した発表が主流となっています。また、学術研究発表というと堅い研究発表をイメージするかもしれませんが、寸劇を通した楽しい研究発表もありました。研究内容のみならず、どのように発表するかを考える楽しさも体験できます。また、発表のためのリハーサル場所の提供等の便宜は図りますので、準備万端で本番に備えるためのリハーサルに打ち込んでいただけます。

備考：発表テーマにそって約 1 年間集中的に研究し、その成果を討論会で発表します。今まで業務の合間で考えていたり、体験した事案は必ずあることと思います。そのようなことや些細とも思えるようなことをテーマとして研究しては如何でしょうか。業務の合間を使い取り組むことになりますので、研究員にとっては時間の管理が多少大変になるかもしれませんが、その負担以上に普段知り合う機会の少ない各支部、各県連から集った研究員同士で喧々譁々意見交換することができる機会はなかなかありません。ぜひ参加することをお勧めいたします。興味があり、研究員の経験者に経験談を聞きたいとご希望の方は県連事務局 (tel 048-665-3111 担当 江利川)までご連絡下さい。経験者の方をご紹介します。

問合せ先：支部調査研究部長



学術研究討論会 H24. 11. 21



発表風景

税制改正建議要望項目

No. _____ 支部 _____ 氏名 _____

◆改正要望項目	税目	税法項目 ←必ずご記入のこと
◆関係条文		
◆理由		
○数件ある場合はコピーしてご利用下さい。		

提出窓口	熊谷支部 事務局
TEL /	048-52/-3312
FAX /	048-52/-9612

平成25年6月13日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 渡 辺 実
副支部長 曾 根 和 也
地域長 林 法 政
研修部長 清 水 茂 昭

税理士会36時間規定研修 平成25年度支部研修会のご案内

拝啓 会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、今回は朝霞支部の武田靖先生をお招きし、ご講演いただきます。
何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けま
すよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成25年9月9日（月）午前11時00分～12時30分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「成年後見の実務」

講師 税理士 武田 靖氏

対象 税理士会会員及び職員

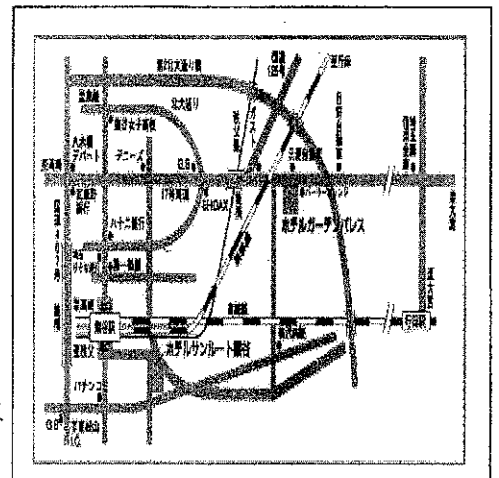
バス 午前9時10分に下記の2カ所よりバスが発進
します。

熊谷市役所付近 熊谷駅南口

単位 2単位

*8月22日（月）までに支部事務局宛お申し込み下さい。

（資料のページ数が大変多いため、受講申し込みのあった会員
のみの資料作成となります。）



きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成25年9月9日の支部研修会出席人数は

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

平成25年6月13日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 渡 辺 実
副支部長 曾 根 和 也
地域長 林 法 政
研修部長 清 水 茂 昭

税理士会36時間規定研修 平成25年度支部研修会のご案内

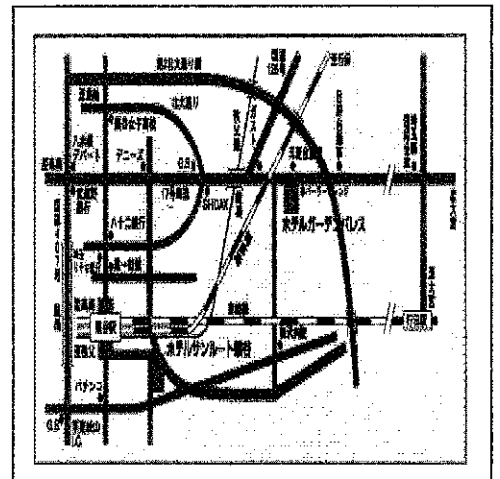
拝啓 会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
さて、今回は富岡清熊谷市長をお招きし、ご講演いただきます。
何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成25年8月7日(水) 午後3時30分～4時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「市政報告」
講師 熊谷市長 富岡 清氏
対象 税理士会会員及び職員
バス 午後3時00分に下記の2カ所よりバスが発進します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 1単位

* 7月26日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。
きりとり不要 FAX 048-521-9612



平成25年8月7日の支部研修会出席人数は

会員 名 事務所職員 名 合計 名

会員事務所名

税経研究所 6回シリーズ研究会

平成25年度

1回ごとの受講も可能です

第1回 6月21日(金) 13:30~16:30 東京大学大学院 教授 石黒 一憲 先生 国際社会の深淵に鋭く切り込んで核心に迫る講演です！ テーマ 「スイス銀行秘密 vs. 国際課税-最近の展開とわが租税条約実施特例法の2012年改正、等について」	第2回 7月4日(木) 13:30~16:30 東京大学大学院 教授 中里 実 先生 聞かなきゃ損！講演ならではの話が盛りだくさん！ テーマ 「アベノミクスの経済効果と税制改革の行方」
第3回 8月7日(水) 14:00~16:00 東京大学大学院 教授 神田 秀樹 先生 会社法改正の方向性がわかる！当研究所以外ではまず聴けない先生！ テーマ 「会社法の動向」	第4回 9月20日(金) 13:30~16:30 早稲田大学大学院 教授 辻山 栄子 先生 多くの企業で社外監査役を経験し、現場に精通した辻山先生ならではの講演です！ テーマ 「企業会計をめぐる最近の動向」
第5回 10月17日(木) 13:30~16:30 早稲田大学大学院 教授 大村 敬一 先生 テーマ 「 未定 」	第6回 11月22日(金) 13:30~16:30 専修大学法学部 教授 増田 英敏 先生 テーマ 「 未定 」

■会場 水月ホテル鷗外荘（東京都台東区）

JR 上野駅徒歩12分、地下鉄根津駅徒歩5分

※机、イスのあるゆったりとした会場です。

■受講料 各回 8,000円

※全6回申し込みいただいた受講者には8000円を第6回研究会終了後、キャッシュバックいたします。

■受講対象者 税理士 および 税理士事務所職員

■定員 各回 80名

■連絡先 関東信越税理士会事務局

昨年度研究会の様子

TEL 048-643-1661 FAX 048-643-1475（担当・佐藤洋介）



お申し込み方法～

郵便局備え付けの払込取扱票に、必要事項（所属支部、税理士登録番号、氏名、申込回、合計金額）をご記入の上、下記口座までご送金ください。お申し込みの確認が取れましたら、受講票を順次お送りいたします。

口座記号・番号 00160-1-33355
加入者名 関東信越税理士会 税経研究所

【記入例】

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
00 口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。 00160-1-33355 金額 80000 加入者名 関東信越税理士会 税経研究所 通 信 欄 行田支部 44020 税経太郎 1～6回 48,000円 職 員 八木節子 1～3、5回 32,000円 〒330-8054 行田市上忍 7-20-64 税経 太郎 （ご連絡先電話番号 048-643-1661）		00160-1-33355 加入者名 関東信越税理士会 税経研究所 金額 80000 ご依頼人 税経 太郎 日 附 印	

各欄の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。

裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）

※この受領証は、大切に保管してください。

- 職員の方も受講可能です。払込取扱票に「職員」とご記入ください。また、受講票は会員宛てにお送りしておりますので、職員の方のみ受講の場合も、送付先会員の登録番号、お名前をご記入ください。
- キャンセルは開催日前日までお受けいたします。キャンセルをされずに当日ご欠席されました方には、後日テキストをお送りいたします。

第23回参議院議員通常選挙における推薦候補の人たち

関東信越税理士政治連盟が

平成25年4月15日に決定した推薦候補者12人は下記のとおりです。

(敬称略・順不同 党派は5月1日現在 文中の「現」は現職議員を示す)

藤 田 幸 久	民主現	茨 城
上 月 良 祐	自民新	茨 城
谷 博 之	民主現	栃 木
山 本 一 太	自民現	群 馬
古 川 俊 治	自民現	埼 玉
山 根 隆 治	民主現	埼 玉
矢 倉 かつお	公明新	埼 玉
五十嵐 文 彦	民主新	比 例
塚 田 一 郎	自民現	新 潟
森 ゆうこ	生活現	新 潟
羽 田 雄一郎	民主現	長 野
吉 田 博 美	自民現	長 野

合 計 12人

日時 平成 25 年 6 月 13 日 (木)

14 時 50 分～

場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Tax の普及及び定着について

(総務課)

別添 1 「e-Tax ご利用案内 (チラシ)」 参照

(2) 平成 25 年度 税務職員採用試験について

(総務課)

別添 2 「税務職員採用試験要綱」 参照

(3) 関与先名簿等の提出ご協力について (再依頼)

(総務課)

(4) 平成25年分予定納税額の通知について

(管理運営部門)

イ 通知書の発送 平成25年6月14日(金)

ロ 納期限及び振替日

(イ) 第一期分 平成25年7月31日(水)

(ロ) 第二期分 平成25年12月2日(月)

ハ 減額承認申請書の提出期限

(イ) 第一期分 平成25年7月16日(火)

(ロ) 第二期分 平成25年11月15日(金)

(5) 3月末決算法人の納付指導と納付困難者への納付相談のお願い

(徴収部門)

(6) 平成25年分所得税及び復興特別所得税の準確定申告書等の
様式の国税庁ホームページへの掲載等について

(個人課税部門)

別添3「平成25年1月1日以後に出国又は死亡した人の準確定申告をする場合の申告書Bの書き方」参照

(7) 「財産及び債務の明細書」の未提出者への提出依頼について

(個人課税部門)

イ 依頼文発送 平成25年6月14日(金)

ロ 提出期限 平成25年6月28日(金)

- (8) 「平成 25 年度税制改正のあらまし」について (資産課税部門)
別添 4 「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の平成 25 年度税制改正のあらまし」参照

- (9) 財産評価基本通達における株式保有特定会社の判定基準の改正について (資産課税部門)
別添 5 「財産評価基本通達における大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準の改正について」参照

国税電子申告・納税システム(e-Tax)ご利用案内



今年からe-Taxで
申告・納税!

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

所得税、消費税、法人税、贈与税、酒税、印紙税の申告及び法定調書、所得税徴収高計算書の提出や、納税証明書交付請求のほか、各種申請・届出ができます。

(※) 平成26年1月1日以降は、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、光ディスク等又はe-Taxによる提出が必要となります。

インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

源泉所得税の毎月納付手続等、特に利用回数の多い手続に便利です。

e-Taxを利用すると...

所得税の確定申告において、医療費の領収書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略することができます。

還付申告は早期処理しています。

納税証明書の交付請求手数料が安価です。

● e-Taxの利用可能時間

平成25年
7月未まで

月曜日～金曜日 8時30分～21時(祝日等を除きます。)

ただし、平成25年5月28日(火)～31日(金)については、8時30分～22時30分までご利用いただけます。

8月1日以降

月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間は、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

● e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901)^{e コクセイ}

▶ 月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関するお問い合わせに、電話で対応する専用窓口です(税務相談に関するお問い合わせは、最寄りの税務署にお願いします。)。

※お間違いのないよう、十分にご確認の上、おかけください(通話料金は、全国一律市内通話料金です。)

e-Tax^{イータックス}を利用するには・・・

STEP1 推奨環境の確認 (平成25年4月現在)(最新の推奨環境は、e-Taxホームページでご確認ください。)

ご利用のパソコンが推奨環境を満たしていない場合、正常に動作しない可能性がありますので、事前にご確認ください。

●Windowsをご利用の方(e-Taxソフト、e-Taxソフト(WEB版)及び確定申告書等作成コーナー)

OS	ブラウザ	PDF閲覧	Java VM
Windows XP、Vista、7、8	Internet Explorer 8.0以降	Adobe Reader 9以降	—

●Macintoshをご利用の方(e-Taxソフト(WEB版)及び確定申告書等作成コーナー)※e-Taxソフトはご利用になれません。

OS	ブラウザ	PDF閲覧	Java VM
Mac OS X 10.6	Safari 5.1	Adobe Reader 9以降	Java for Mac OS X 10.6

※会計ソフトをご利用の場合は、会計ソフトの推奨環境をご確認ください。

STEP2 電子証明書等の準備

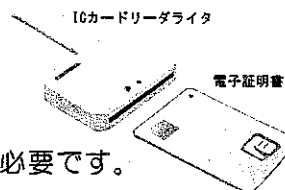
①e-Taxで申告等を行う際には、申告等データに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

電子証明書は、市区町村、登記所のほか、民間発行機関等が発行する電子証明書がご利用いただけます(具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。)

※税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。

※給与等の所得税徴収高計算書及び電子納税用データ(納付情報登録依頼)の送信には、電子署名は不要です。

②電子証明書がICカードに格納されている場合は、ICカードリーダーが必要です。



STEP3 利用者識別番号の取得

e-Taxを利用するために必要な利用者識別番号は、e-Taxホームページからオンラインで申請することにより発行(通知)されます。

STEP4 電子証明書の登録(初期登録)

ご利用になるe-Taxソフト、e-Taxソフト(WEB版)又は確定申告書等作成コーナーで、電子証明書の登録等を行ってください。

※e-Taxソフトは、e-Taxホームページからダウンロードできます。

※e-Taxソフト(WEB版)又は確定申告書等作成コーナーは、e-Tax(国税庁)ホームページからご利用できます。

STEP5 申告等データの作成・送信

申告等データの作成後、画面の指示に従って、登録した電子証明書を用いて電子署名を行い、送信してください。なお、申告等データの送信後、受信通知がメッセージボックスに格納されますので必ず確認してください。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。▶ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)等、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしています。

税 務 職 員 採 用 試 験 要 綱

■ 受験資格

- 1 平成25年4月1日において高校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成26年3月までに高校又は中等教育学校卒業見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

■ 試験の程度

高等学校卒業程度

■ 受験申込方法等

1 インターネット申込み

(1) 申込期間

平成25年6月24日(月)午前9時～7月3日(水) [受信有効]

(2) 申込方法

次のアドレスへアクセスして、説明に従い入力

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

2 郵送又は持参申込み

(1) 申込期間

平成25年6月24日(月)～6月28日(金)

[6月28日(金)までの通信日付印有効]

(2) 申込方法

第1次試験地を管轄する人事院各地方事務局に申込書を提出

なお、関東信越国税局管内の試験地を管轄する地方事務局は次のとおり

【人事院関東事務局】

〒330-9712

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

さいたま新都心合同庁舎1号館

TEL 048-740-2006～2008

■ 受験申込書請求先 (インターネットを利用できる環境にない場合)

関東信越国税局人事第二課又は人事院関東事務局及び税務署(総務課)

【配布開始は平成25年5月13日(月)】

■ 試験日

1 第1次試験

平成25年9月8日(日)

2 第2次試験

平成25年10月17日(木)～10月25日(金)のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

■ 試験地

1 第1次試験

人事院各地方事務局が示した試験地であれば、受験生が希望する全国
どこの試験地でも受験可能

2 第2次試験

第1次試験合格通知書で指定する試験地

■ 試験種目

1 第1次試験

基礎能力試験、適性試験及び作文試験

2 第2次試験

人物試験及び身体検査

■ 合格者発表日

1 第1次試験合格発表

平成25年10月10日（木）

2 最終合格発表

平成25年11月19日（火）

■ 問い合わせ先

1 インターネット申込みに関する問い合わせ

人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線 2333

午前9時30分から午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

2 上記1以外の問い合わせ

関東信越国税局人事第二課試験係 TEL：048-600-3111 内線 2097

午前9時から午後5時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

平成 25 年 1 月 1 日以後に出国又は死亡した人の準確定申告をする場合の申告書 B の書き方

及び復興特別所得税

税務署長 平成 25 年 1 月 1 日 平成 25 年分の所得税の準確定申告書 B

住所 又は 事業所 等	フリガナ	氏名	性別	職業	世帯主の氏名	世帯主との続柄
平成 25 年 1 月 1 日現在	生年月日	電話番号	自宅・勤務先・携帯	電話番号		
種別	所得の種類	所得の金額	番号	備考		

収入金額等	所得金額	税	金	の	計	算
事業等①	事業等①	課税される所得金額 (①-②)又は第三表 上の②に対する税額 又は第三表の②	②	0.00		
不動産②	不動産②		③			
利子③	利子③		④			
配当④	配当④		⑤			
給与⑤	給与⑤		⑥			
公的年金等⑥	公的年金等⑥		⑦			
その他⑦	その他⑦		⑧			
総合課税⑧	総合課税⑧		⑨			
短期⑨	短期⑨		⑩			
長期⑩	長期⑩		⑪			
一時⑪	一時⑪		⑫			
事業等①	事業等①	申告納税額 (①-②-③-④-⑤)	⑬			
事業等②	事業等②	予定納税額 (第1期分・第2期分)	⑭			
不動産③	不動産③	第3期分 の税額 (③-④)	⑮	0.00		
利子④	利子④	還付される税金	⑯			
配当⑤	配当⑤	配偶者の合計所得金額	⑰			
給与⑥	給与⑥	専業主婦(主夫)等の合計額	⑱			
雑⑦	雑⑦	青色申告特別控除額	⑲			
総合課税・一時⑧	総合課税・一時⑧	地所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	⑳			
合計⑨	合計⑨	未納付の源泉徴収税額	㉑			
雑損・控除⑩	雑損・控除⑩	本年分で差し引く繰越損失額	㉒			
医療費控除⑪	医療費控除⑪	平均課税対象金額	㉓			
社会保険料控除⑫	社会保険料控除⑫	実効一時所得金額	㉔			
小規模企業共済等掛金控除⑬	小規模企業共済等掛金控除⑬	申告期限までに納付する金額	㉕	0.00		
生命保険料控除⑭	生命保険料控除⑭	延納届出額	㉖	0.00		
地震保険料控除⑮	地震保険料控除⑮					
寄附金控除⑯	寄附金控除⑯					
寡婦・寡夫控除⑰	寡婦・寡夫控除⑰					
障害学生・障害者控除⑱	障害学生・障害者控除⑱					
配偶者控除㉑	配偶者控除㉑					
配偶者特別控除㉒	配偶者特別控除㉒					
扶養控除㉓	扶養控除㉓					
基礎控除㉔	基礎控除㉔					
合計㉕	合計㉕					
復興特別所得税の額 ㉖	復興特別所得税の額 ㉖					
所得税及び復興特別所得税の額 ㉗	所得税及び復興特別所得税の額 ㉗					

税務署長 平成 25 年 1 月 1 日 平成 25 年分の所得税の準確定申告書 B

受理 税務署長 平成 25 年 1 月 1 日 平成 25 年分の所得税の準確定申告書 B

税務署長 平成 25 年 1 月 1 日 平成 25 年分の所得税の準確定申告書 B

第一表

<②欄>
差引所得税額を記載
してください。
(②-③-④-⑤-⑥-⑦)
-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫)

<③欄の上段>
災害減免額がある方
は災害減免額を記載
してください。

<④欄の下段>
再差引所得税額(基
準所得税額)を記載
してください。
(差引所得税額
-災害減免額)
(ご注意)
③欄の記載後は、復興
特別所得税の額(②
欄)、所得税及び復興特
別所得税の額(③欄)
を記載してください。

<⑤欄>
外国税額控除又は源
泉徴収税額がある場
合は、⑤欄の金額か
らこれらを差し引い
た後の金額を記載し
てください。

<①欄>
復興特別所得税の
額を記載してくだ
さい。
(再差引所得税額
(基準所得税額)
×2.1%)
※1円未満の端数が
ある場合は切り捨て
ます。

<⑥欄>
所得税及び復興特
別所得税の額を記
載してください。
(再差引所得税額
+①欄の金額)
(ご注意)
③欄の記載後は、④
～⑤欄以降の欄を
記載してください。

個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の 平成25年度 税制改正のあらまし

このパンフレットは、平成25年3月30日付で公布された「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）」の主な改正の概要を掲載しています。

平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、このパンフレットに掲載の所得税のほか、復興特別所得税（2.1%）が課されます。

【金融・証券税制の主な改正事項】

税 率

○ 上場株式等を譲渡した場合の税率

平成25年12月31日まで

10%

（所得税7%、住民税3%）



平成26年1月1日以後

20%

（所得税15%、住民税5%）

3ページへ

非課税

○ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる日本版ISA）

4ページへ

金融所得一体課税

○ 公社債等に係る所得に対する課税（平成28年1月1日以後）

・ 譲 渡 益 非 課 税

・ 償 還 差 益 総 合 課 税

（発行時源泉分離）



申告分離課税

○ 特定公社債等に係る課税の特例（平成28年1月1日以後）

・ 譲渡（償還）損 損益通算・繰越控除可

・ 利子・配当 譲渡損との損益通算可

・ 特 定 口 座 受入可（利子・配当を含みます）

6ページへ

【その他の主な改正事項】

○ 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の創設

2ページへ

平成25年4月



税務署

この社会あなたの税がいきている

平成25年4月1日から適用される改正事項(主なもの)

1 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の創設

中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の債務の保証人であるものが、その個人が有する資産(有価証券を除きます。以下同じです。)でその資産に設定された質借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現にその内国法人の事業の用に供されているものを、その内国法人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他一定の要件を満たすもの(以下「債務処理計画」といいます。)に基づき、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間にその内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、一定の手続の下でその贈与によるみなし譲渡課税を適用しないこととされました(措法40の3の2①)。

- イ その個人が、債務処理計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- ロ その債務処理計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その債務処理計画において見込まれていること。
- ハ その内国法人が、その資産の贈与を受けた後に、その資産をその事業の用に供することがその債務処理計画において定められていること。

2 土地・建物等の譲渡に関する改正

- (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等(措法33、33の4)について、次の見直しが行われました。

- イ 収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明制度の対象に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)に基づき国が設置する環境大臣が指定する中間貯蔵施設及び指定廃棄物の最終処分場が追加されました(措規14⑤三イ)。
- ロ 特例の対象に、特定被災区域内において行う都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項第11号に掲げる一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に必要な土地でその事業の用に供されるもの及びその土地の上に存する資産であることにつき国土交通大臣(事業を施行する者が市町村である場合には、道県知事)の証明を受けたものが追加されました(措規14⑤四の七)。
- ハ 特例の対象に、特定被災区域内において防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業のために買い取られる土地及びその土地の上に存する資産であることにつき国土交通大臣(事業を施行する者が市町村である場合には、道県知事)の証明を受けたものが追加されました(措規14⑤四の八)。

- (2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(措法33の3)の対象から除外される保留地に係る土地等の範囲に、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第19条第1項の規定により保留地が定められた場合のその保留地の対価の額に対応する土地等が追加されました(措法33の3①)。

- (3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除(措法34)の適用対象である都市緑地法(昭和48年法律第72号)に規定する特別緑地保全地区内の土地が同法第17条第3項の規定により買い取られる場合における買取りをする者の範囲に、同法の緑地管理機構とみなされる都市の低炭素化の促進に関する法律第46条第1項の規定により指定された特定緑地管理機構で、主として都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全を行う業務を行うものが追加されました(措法34、措令22の7②)。

2 土地・建物等の譲渡に関する改正（続き）

- (4) 平成25年1月1日以後に居住用財産を譲渡し、同年4月1日以後に買換資産を取得する場合における、特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法36の2）の適用対象となる買換資産の範囲に、既存住宅売買瑕疵保険に加入している一定の中古住宅である家屋が追加され、確定申告書に添付する、その家屋が地震に対する安全性に係る基準に適合するものであることを証する書類の範囲に、家屋が既存住宅売買瑕疵保険に加入していることを証する書類（加入後2年内のものに限ります。）が追加されました（措法36の2、措規18の4②、平成21年国土交通省告示第685号）。
- (5) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例は、適用期限（平成25年3月31日）の到来をもって廃止されました（旧措法37の9の2）。

平成26年1月1日から適用される改正事項（主なもの）

3 上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する特例措置の廃止

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に上場株式等を譲渡した場合の上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます（措法37の10①、平成23年改正法による改正後の平成20年改正法附則43②）。

○ 上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区 分	平成21年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日以後
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	10%（所得税7%、住民税3%）	20% （所得税15%、住民税5%）
上 記 以 外	20%（所得税15%、住民税5%）	

4 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例に関する特例措置の廃止

平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間の特定口座内保管上場株式等の譲渡又は上場株式等の信用取引等に係る差金決済により生じた源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後に源泉徴収されるものは、本則税率の20%（所得税15%、住民税5%）が適用されます（平成23年改正法による改正後の平成20年改正法附則45①）。

○ 源泉徴収選択口座内調整所得金額に係る源泉徴収税率

平成21年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日以後
10%（所得税7%、住民税3%）	20%（所得税15%、住民税5%）

【参考】 上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例措置の廃止

上場株式等の配当等に係る10%軽減税率の特例措置は、上記3及び4と同様に廃止されました。

○ 上場株式等の配当等に係る税率

平成21年1月1日～平成25年12月31日	平成26年1月1日以後
10%（所得税7%、住民税3%）	20%（所得税15%、住民税5%）

平成26年1月1日から適用される改正事項(主なもの)(続き)

5 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の改正

平成26年1月1日から適用することとされている非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(いわゆる「日本版ISA」)について、次のとおり改正されました。

(1) 非課税口座を開設することができる期間が、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間(改正前：平成26年1月1日から平成28年12月31日までの3年間)とされました(新措法9の8、37の14①⑤)。

(2) 非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等が、次に掲げるものとされました(新措法9の8、37の14①)。

イ 非課税口座に非課税管理勘定^(注)を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間(以下「非課税期間」といいます。)内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等

ロ 非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合におけるその譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等

(注) 非課税管理勘定とは、非課税口座以外の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。

(3) 非課税口座を開設された金融商品取引業者等は、その非課税口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(以下「居住者等」といいます。)から提出を受けた非課税適用確認書^(注)(改正前：非課税口座開設確認書)に記載された勘定設定期間(非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間をいいます。以下同じです。)内の各年の1月1日(年の中途において非課税適用確認書が提出された場合におけるその提出年にあつては、その提出の日)に非課税管理勘定を設けるものとされました(新措法37の14⑤二)。

(注) 非課税適用確認書は、税務署長から金融商品取引業者等を経由して交付を受けた書類で、勘定設定期間として次の①から③までに掲げるいずれかの期間、その勘定設定期間の区分に応じた基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいいます(新措法37の14⑤三)。

	勘 定 設 定 期 間	基 準 日
①	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
②	平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
③	平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

(4) 非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、交付申請書に上記(3)の(注)の基準日における住所を証する書類(住民票の写し等)を添付して、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出するものとされました(新措法37の14⑥)。

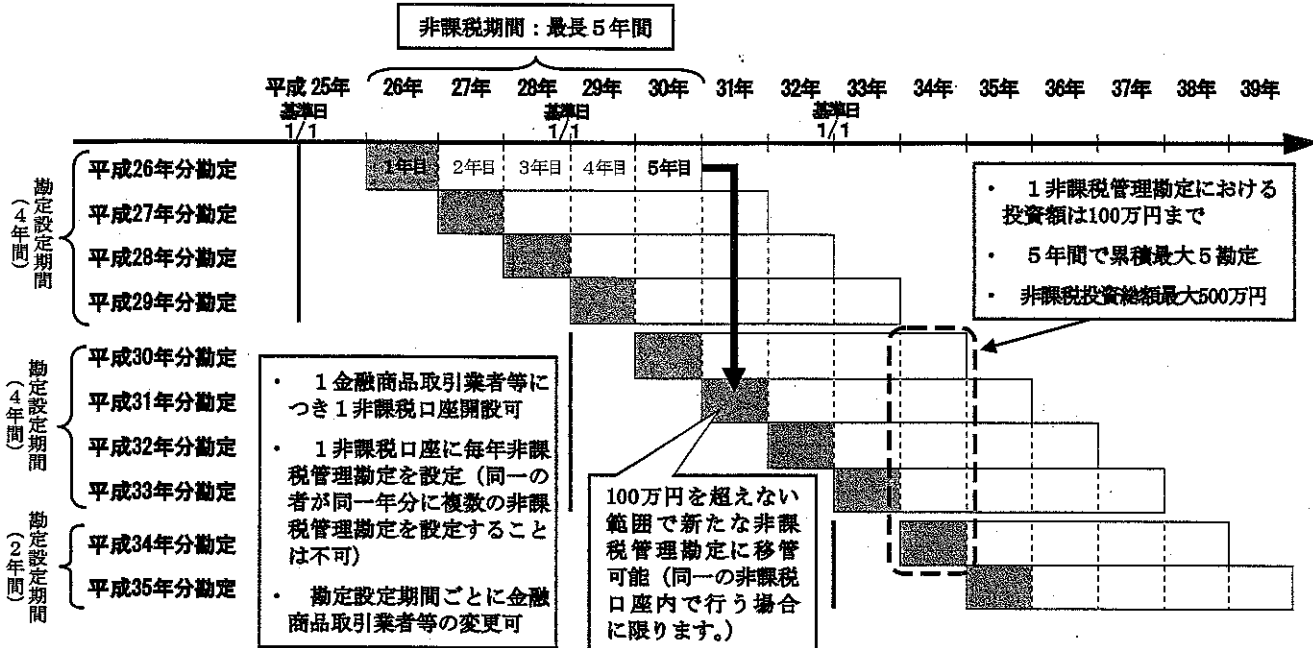
(5) 居住者等は、同一の金融商品取引業者等に重複して非課税口座を開設することができないこととされました。また、他の金融商品取引業者等を含め、同一の勘定設定期間に重複して非課税適用確認書の提出をすることができないこととされました(新措法37の14⑫)。

(6) 各年分の非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(下記の上場株式等については、移管日における終値に相当する金額)の合計額が100万円を超えないもの等を受け入れることができることとされました(新措法37の14⑤二)。

イ その非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等で、取得後直ちにその非課税口座に受け入れられるもの

ロ その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等

【改正後の非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の概略】



【改正後の非課税措置の概要】

- 居住者等が金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべきその非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等の配当等については、所得税が課されません (新措法9の8)。
 - 居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に、非課税口座内上場株式等のうちその非課税管理勘定に係るもののその非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡所得等については、所得税が課されず、また、非課税口座内上場株式等の譲渡による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなされます (新措法37の14①②)。
- (注) 非課税口座の開設に必要な「非課税適用確認書の交付申請書」は、平成25年10月1日から金融商品取引業者等の営業所の長へ提出できることとされています。

これらの非課税措置の主な要件等は、以下のとおりです。

○ 主な適用要件等

非 課 税 対 象	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
開 設 者	居住者等 (その年の1月1日において満20歳以上である者)
口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
保 有 期 間	最長5年間、途中譲渡可 (譲渡分相当額の再投資は不可)
非課税管理勘定 設定数	各年分1非課税管理勘定 (勘定設定期間につき1金融商品取引業者等に限りです。)
非 課 税 投 資 額	非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の次の①及び②の金額の合計額で100万円が上限 (未使用枠は翌年以後繰越不可) ① その年中の新規投資額 ② その口座の他の年分の非課税管理勘定から移管する上場株式等の移管日における終値に相当する金額
非課税投資総額	最大500万円 (100万円×5年間)

平成28年1月1日から適用される改正事項(主なもの)

6 株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直し

【公社債等の譲渡に係る課税方式の改正の概要】

(改正前)

(改正後)

		課 税 方 式				課 税 方 式	特定口座 での取扱い (新措法37の11の 3～37の11の6)	損益通算・ 繰越控除 [※] (新措法37の12の 2⑤⑥)
公 社 債		非課税 (旧措法37の15①)	➡	特 定 公 社 債		20% 申告分離課税 (新措法37の11①②一、五～十四)	○	○
				特定公社債以外の 公 社 債		20% 申告分離課税 (新措法37の10①②七)	×	×
証 券 投 資 信 託	公 社 債 投 資 信 託	非課税 (旧措法37の15①)	➡	証 券 投 資 信 託	公 募 公 社 債 投 資 信 託	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②二)	○	○
			私 募 公 社 債 投 資 信 託		20% 申告分離課税 (新措法37の10①②四)	×	×	
	株 式 信 託 投 資 信 託	20(10)% 申告分離課税 (旧措法37の10①②五、 平成23年改正法による 改正後の平成20年改正法 附則43②)	➡		公 募 株 式 投 資 信 託	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②二)	○	○
			私 募 株 式 投 資 信 託		20% 申告分離課税 (新措法37の10①②四)	×	×	
証 券 投 資 信 託 以 外 の 投 資 信 託	公 社 債 等 運 用 投 資 信 託	非課税 (旧措法37の15①)	➡	証 券 投 資 信 託 以 外 の 投 資 信 託	公 募 株 式 投 資 信 託	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②二)	○	○
	公 社 債 等 運 用 投 資 信 託 以 外 の 投 資 信 託	20% 申告分離課税 (旧措法37の10①②五)	➡		私 募 株 式 投 資 信 託	20% 申告分離課税 (新措法37の10①②四)	×	×
特 定 目 的 信 託	社債的受益権	非課税 (旧措法37の15①)	➡	特 定 目 的 信 託	公 募 社 債 的 受 益 権	20% 申告分離課税 (新措法37の11①②四)	○	○
					私 募 社 債 的 受 益 権	20% 申告分離課税 (新措法37の10①②六)	×	×

(注) 特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等の所得
間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算
が可能

(1) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度の見直し

株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」と「一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」に改組することとされ、公社債等の譲渡については、次のとおり課税することとなりました。ただし、平成27年12月31日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉徴収されたものについては、割引債の譲渡による所得は非課税とされます(新措法37の10、37の11、37の15①)。

イ 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

- (イ) 居住者等が、平成28年1月1日以後に特定公社債^(注)、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託(その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限ります。)の社債的受益権(以下「特定公社債等」といいます。)の譲渡をした場合におけるその特定公社債等の譲渡による譲渡所得等については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象とされました(新措法37の11①)。

6 株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直し（続き）

- (ロ) 特定公社債等の償還又は一部解約等により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額については、これを特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました（新措法37の11③④）。

(注) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債などの一定の公社債をいいます。

ロ 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

- (イ) 居住者等が、平成28年1月1日以後に特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募以外の方法により行われたものに限り、）の社債的受益権（以下「一般公社債等」といいます。）の譲渡をした場合におけるその一般公社債等の譲渡による譲渡所得等については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました（新措法37の10①）。

- (ロ) 一般公社債等の償還又は一部解約等により交付を受ける金額（私募公社債投資信託及び証券投資信託以外の私募投資信託にあつては、信託元本額までに限り、）については、これを一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました（新措法37の10③④）。

(注) 同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものは、総合課税（雑所得）の対象となります。

(2) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

- イ 居住者等が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又はその金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、その特定口座へ受け入れることができることとされました（新措法37の11の3③二）。

- ロ 居住者等が金融商品取引業者等の営業所を通じて特定公社債等の利子等の支払を受ける場合において、その居住者等がその金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収選択口座を開設しているときは、その利子等をその源泉徴収選択口座に受け入れることができることとされました（新措法37の11の6③）。

- ハ 源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その利子等又は配当等の額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して15%（居住者の場合には他に住民税5%）の税率を乗じて徴収すべき所得税及び住民税の額を計算することとされました（新措法37の11の6⑥）。

- ニ 居住者等が平成27年12月31日以前に特定口座を開設している金融商品取引業者等を通じて取得した一定の特定公社債等を、平成28年1月1日に特定口座に受け入れることができることとされました。また、平成28年1月1日から同年12月31日までの間は、居住者等が自己保管する一定の特定公社債等を特定口座に受け入れることができることとされました（改正法附則44②③）。

(3) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正

- イ 上場株式等に係る譲渡損失及び配当所得の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等が追加され、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したもの）に限り、）及び譲渡所得等との損益通算が可能となりました（新措法37の12の2①）。

- ロ 平成28年1月1日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしてもなお控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、特定公社債等の利子所得、配当所得及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したもの）に限り、）及び譲渡所得等からの繰越控除が可能となりました（新措法37の12の2⑤）。

6 株式等及び公社債等に係る所得に対する課税の見直し（続き）

(4) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正

イ 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合としてその特定公社債を発行した法人の清算終了等の事実が生じたときは、その事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたことと、その損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすとともに、その損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）の適用対象とすることとされました（新措法37の11の2①）。

ロ 特定管理株式等又は特定保有株式についても、その特定管理株式等又は特定保有株式を発行した法人の清算終了等の事実が生じた時は上記イと同様に、株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなすとともに、その損失の金額を上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法37の12の2）の適用対象とすることとされました（新措法37の11の2①）。

(5) いわゆる「エンジェル税制」の改正

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例（措法37の13）及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例（措法37の13の2）について、これらの特例により控除することができる株式の取得に要した金額及び特定株式等の譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できるとされました（新措法37の13①）。

【参考】割引債の償還差益に係る所得に対する課税方式の改正の概要

（改正前）

課税方式	18%源泉分離課税 (雑所得) (旧措法41の12①②)
源泉徴収	発行時
一般口座	償還差益×18% (旧措法41の12③)
源泉徴収口座	—
簡易申告口座	—

（改正後）

課税方式	20%申告分離課税 (株式等に係る譲渡所得等) (新措法37の10①、37の11①)
源泉徴収	償還時
一般口座	償還金額(支払金額)×みなし割引率 ^(注) ×20% (新措法41の12の2②)
源泉徴収口座	償還差益×20% (申告不要可) (新措法37の11の4①)
簡易申告口座	源泉徴収なし

(注) 「みなし割引率」は25%（償還期間が1年以内のものは0.2%）

平成28年1月1日以後に行う割引債の償還により支払を受ける金銭の額については、上場（一般）株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなして、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました（新措法37の10、37の11）。

なお、平成27年12月31日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉徴収の対象とされたものについては、償還差益に係る18%源泉分離課税が維持されます（新措法41の12①②⑦）。

- このパンフレットは、平成25年4月1日現在の法令に基づき作成しています。
- このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー（よくある税の質問）【www.nta.go.jp/taxanswer】を提供しておりますので、是非ご利用ください。

平成25年 5 月
国 税 庁財産評価基本通達における大会社の株式保有割合に
よる株式保有特定会社の判定基準の改正について

1 従来の取扱い

取引相場のない株式の発行会社の中には、類似業種比準方式における標本会社である上場会社に比べて、資産構成が著しく株式等に偏った会社が見受けられます。このような会社の株式については、一般の評価会社に適用される類似業種比準方式により適正な株価の算定を行うことが期し難いものと考えられることから、財産評価基本通達（以下「評価通達」といいます。）189（（特定の評価会社））(2)では、株式保有割合（評価会社の有する各資産の価額の合計額のうち占める株式等の価額の合計額の割合）が25%以上である大会社を株式保有特定会社とし、その株式の価額を類似業種比準方式ではなく、原則として純資産価額方式で評価することとしていました（評価通達189-3（（株式保有特定会社の株式の評価）））。

2 通達改正の概要等

(1) 東京高等裁判所判決の概要

東京高等裁判所平成25年2月28日判決（以下「高裁判決」といいます。）において、この株式保有特定会社の株式の価額を原則として純資産価額方式により評価すること自体は合理的であると認められるものの、平成9年の独占禁止法の改正に伴って会社の株式保有に関する状況が、株式保有特定会社に係る評価通達の定めが置かれた平成2年の評価通達改正時から大きく変化していることなどから、株式保有割合25%という数値は、もはや資産構成が著しく株式等に偏っているとまでは評価できなくなっていたといわざるを得ないと判断されました。

(2) 通達改正の概要

この高裁判決を受け、現下の上場会社の株式等の保有状況等に基づき、評価通達189(2)における大会社の株式保有割合による株式保有特定会社の判定基準を「25%以上」から「50%以上」に改正しました。

3 相続税等の更正の請求

上記2の通達改正は判決に伴うものであるため、過去に遡って改正後の通達を適用することにより、過去の相続税等の申告の内容に異動が生じ相続税等が納めすぎになる場合には、国税通則法の規定に基づき、この通達改正を知った日の翌日から2月以内に所轄の税務署に更正の請求をすることにより、当該納めすぎとなっている相続税等が還付となります。

なお、法定申告期限等から既に5年（贈与税の場合は6年）を経過している相続税等については、法令上、減額できないこととされていますのでご注意ください。